

健康増進施設認定基準等の改正 について

平成18年7月25日

厚生科学審議会

地域保健健康増進栄養部会資料

健康増進施設認定基準等の改正

1 健康づくりのための運動指導者養成事業の認定に係る省令の廃止

○ 平成 18 年 3 月 31 日

「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成 14 年 3 月 29 日閣議決定)に基づき、「健康づくりのための運動指導者の知識及び技能に係る審査及び証明の事業の認定に関する省令」(平成 13 年厚生労働省令第 98 号)を廃止

2 健康運動指導士制度の見直し

○平成 17 年 7 月～ 健康運動指導士等の見直し

(財)健康・体力づくり事業財団が、「健康づくりのための運動指導者養成普及定着方策検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置。厚生労働省もオブザーバーとして委員会に出席

○平成 18 年 6 月 16 日 委員会検討結果報告

健康運動指導士の養成カリキュラムの拡充、養成校制度の創設等を内容とする委員会の検討結果を財団が取りまとめ公表(平成 18 年度を準備期間として平成 19 年 4 月から適用)

健康増進施設に配置すべき運動指導者の人的要件について、委員会報告を踏まえ、健康運動指導士又はこれと同等以上の能力を有する者とする見直しを実施

[参考]

○ 昭和 63 年 3 月 公衆衛生審議会意見具申

健康増進施設に備えるべき人的要件の一つとして、「適切な運動プログラムの提供を行うため、本審議会が昭和 62 年 8 月 27 日に意見具申した講習内容(96 単位)を修得したと認められる者(健康運動指導士)の配置」を報告

○ 昭和 63 年 11 月 健康増進施設認定規程(告示)

健康増進施設の認定に係る人的要件として、「健康増進のための運動プログラムを適切に提供する能力を有する者を配置していること」を規定

○ 平成元年 7 月 健康増進施設認定基準について(局長通知)

認定規程に規定する「適切な運動プログラムを提供できる者」とは、健康運動指導士であることを通知

○ 平成 4 年 7 月 指定運動療法施設について(局長通知)

健康増進施設の利用料等について所得税の医療費控除が受けられる指定運動療法施設の指定要件として、健康運動指導士及び健康運動実践指導者の配置等を定め通知

健康増進施設の厚生労働大臣認定制度の概要

根拠	健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）		
認定を行う者	厚生労働大臣		
認定期間	10年間		
施設類型	運動型	温泉利用型	温泉利用プログラム型
認定要件	<p>① 有酸素運動、筋力強化運動等の補強運動を安全に行うことのできる設備（トレーニングジム、運動フロア及びボールの全部又は一部）</p> <p>② 体力測定、運動プログラム提供及び応急処置のための設備</p> <p>③ 健康運動指導士及び運動指導を行う者の配置</p> <p>[改正案]</p> <p>③ 健康運動指導士又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者及び運動指導を行う者の配置</p> <p>*同等以上の能力を有する者 健康運動指導士の養成カリキュラムと同等以上の内容を修得した者</p> <p>*運動指導を行う者 健康運動指導士又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者が望ましい</p> <p>④ 医療機関と適切な連携関係を有していること</p> <p>⑤ 継続的利用者に対する指導を適切に行っていること</p>	<p>⑥ 健康増進のための温泉利用を 実践するための設備の配置（全身及び部分浴槽、圧注浴槽又は気泡浴槽、蒸気浴設備又は熱気浴設備等）</p> <p>⑦ 温泉利用指導者の配置</p>	<p>① 体重・血圧測定、温泉利用プログラム提供、生活指導及び応急処置のための設備の配置</p> <p>② 温泉利用プログラムを 実践するための設備の配置</p> <p>③ 温泉入浴指導員の配置</p> <p>④ 医療機関と適切な連携関係を有していること</p>
認定施設数	399施設	29施設	9施設
医療費控除	無	有	無
医療費控除の対象	<p>① 温泉利用型施設において、温泉療法の知識・経験を有する医師の指示に基づく治療のための温泉療法を受けた場合、施設利用料等が所得税の医療費控除の対象となる。</p> <p>② 以下の指定運動療法施設において、健康スポーツ医等から処方箋を受け運動療法を行なった場合、施設利用料等が所得税の医療費控除の対象となる。</p>		
指定運動療法施設	指定要件	<p>① 大臣認定健康増進施設(運動型又は温泉利用型)であること</p> <p>② 健康運動指導士及び健康運動実践指導者が配置されていること</p> <p>[改正案]</p> <p>② 健康運動指導士又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者及び健康運動実践指導者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者が配置されていること</p> <p>③ 提携医療機関の担当医が健康スポーツ医（日本医師会資格）等であること</p> <p>④ 1回毎の施設利用料金が5千円以内に設定されていること</p> <p>⑤ 会員以外の者に運動療法等のための利用を認めること等</p>	
	施設数	179施設	3施設

※施設数はH18. 6. 30現在

健康増進施設認定基準等の一部改正について（新旧対照表）

1 健康増進施設認定基準の一部改正

（平成元年7月健医発第846号 各都道府県知事あて厚生省保健医療局長通知）

改正案	現 行
<p>5 規程第4条第6号に規定する者とは、<u>財団法人健康・体力づくり事業財団が実施する健康運動指導士の審査・証明事業により登録された健康運動指導士（以下「健康運動指導士」という。）又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。</u></p>	<p>5 規程第4条第6号に規定する者とは、<u>健康づくりのための運動指導者の知識及び技能に係る審査及び証明の事業の認定に関する省令（平成13年厚生労働省令第98号）第1条の規定により認定された事業（以下「認定事業」という。）により登録された者であること。</u></p>
<p>6 規程第4条第7号に規定する配置とは次に規定することをいうこと。 ① ～ ②（略） なお、運動指導を行う者は、<u>健康運動指導士又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者を充てること</u>が望ましいこと。</p>	<p>6 規程第4条第7号に規定する配置とは次に規定することをいうこと。 ① ～ ②（略） なお、運動指導を行う者は、<u>認定事業により登録された者を充てること</u>が望ましいこと。</p>

※ 規程第4条第6号に規定する者＝健康増進のための運動プログラムを適切に提供する能力を有する者

2 指定運動療法施設の利用料金に係る医療費控除の取扱いの一部改正

（平成4年7月健医発第816号 各都道府県知事あて厚生省保健医療局長通知）

改正案	現 行
<p>3 指定運動療法施設の責務 二 運動療法の実施に際しては、<u>運動指導者（財団法人健康・体力づくり事業財団が実施する健康運動指導士及び健康運動実践指導者の審査・証明事業（以下「審査・証明事業」という。）により登録された健康運動指導士又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者及び審査・証明事業により登録された健康運動実践指導者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者）に指導を行わせること。</u></p>	<p>3 指定運動療法施設の責務 二 運動療法の実施に際しては、<u>運動指導者（健康運動指導士及び健康運動実践指導者）に指導を行わせること。</u></p>